

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年12月1日)

〔件 名〕

- 1 第8回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設の処理方式決定を受けた今後の対応について
(環境立県推進課)・・・3
- 3 平成27年度 第3回湖山池会議の開催概要について
(水・大気環境課)・・・4
- 4 第6回中海会議の開催結果について
(水・大気環境課)・・・5
- 5 中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年記念シンポジウムの開催概要について
(水・大気環境課)・・・7
- 6 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る検討状況について
(循環型社会推進課)・・・8
- 7 ジオパークのユネスコ正式プログラム化の決定について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 8 倫理的消費(エシカル消費)普及啓発シンポジウムの開催結果について
(消費生活センター)・・・10
- 9 リノベーションシンポジウムの開催結果について
(住まいまちづくり課)・・・11
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・13
- 11 旭化成建材(株)他の杭工事施工データ改ざん等に係る対応について
(住まいまちづくり課)・・・別冊

生活環境部

第8回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について

平成27年12月1日
環境立県推進課

「第20回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、下記のとおり、「第8回環境保護機関実務者協議会」が開催され、各地域の畜産ふん尿の資源化やバイオマス資源の利活用に関する取組状況などについて意見交換した。

記

1 「第8回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」の概要

- (1) 日時：10月23日（金）9時00分～12時00分
- (2) 場所：韓国江原道（ソルビーチホテル&リゾート）
- (3) 参加地域及び団長：

参加地域（国）	役職	氏名
鳥取県（日本）	生活環境部次長	広田 一恭
沿海地方（ロシア）	自然資源環境保護局長	コルシェンコ・アレクサンドル
吉林省（中国）	環境保全庁国際合作所長	黄 志永（フアン・ツユン）
江原道（韓国）	緑色局長	アン・ピョンホン
中央県（モンゴル）	自然環境観光局長	ジャンバル・バトツェンゲル

- (4) テーマ：「畜産ふん尿の資源化方案（バイオマスの活用を含む）」

2 結果の概要

- (1) テーマについて各地域がそれぞれの取組を下表のとおり発表した。

参加地域	発表概要
日本 鳥取県	・県内の家畜ふん尿処理について、堆肥化やメタン発酵事例（山水園（大山町））を紹介 ・木質バイオマスの推進施策や発電・熱利用施設の具体例を紹介 ・県内の再生可能エネルギー利用施設（太陽光・風力・小水力発電、雪氷熱利用など）による次世代エネルギーパークの取組を紹介
ロシア 沿海地方	・沿海州地域のごみ処理システム（ごみのエネルギー利用やリサイクルによる有効利用、木材等の建築廃棄物のペレット化施設の建設計画など）を紹介
中国 吉林省	・家畜ふん尿の総合管理を通じたECO吉林プロジェクト（家畜ふん尿の農業利用によるゼロ・エミッションの推進、資源化技術確立のための資金投資など）を紹介
韓国 江原道	・家畜ふん尿の資源化などのバイオマスエネルギー活用例（牛糞利用バイオマス発電所の建設計画、公共ふん尿処理場のバイオガス生産計画など）を紹介
モンゴル 中央県	・家畜ふん尿を利用したバイオマスエネルギーの利活用（乾燥ふんの日常生活における燃料利用、ふん尿を用いた有機肥料など）を紹介

- (2) 意見交換

- 江原道から本県の雪氷熱利用例について質問があり、県内飲料メーカー工場（サントリー）における、冬期の雪を夏期の空調等に利用している事例を紹介した。
- 中央県から、本協議会のような意見交換の場をもつことは重要であるとの意見があり、引き続き各地域の環境問題に取り組む関係者が交流・意見交換を行うことで各地域が共に持続的な発展を目指すとの認識を確認した。

(参考)

【経緯】

- 2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットにおいて、「サミット共同宣言」とは別に、環境問題に協力して対応していくことを盛り込んだ「環境交流宣言」を採択。
- この「環境交流宣言」の合意事項の一つである環境問題の連携協力を具体化するため、情報交換等の話し合いをする場として、環境保護機関実務者協議会を設立。
- 2008年の第13回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット以降、サミット開催地を事務局として同協議会を開催している。

【これまでの開催状況】

回数	時期	場所	主なテーマ
1	2008.09	沿海地方 ウラジオストック市	協議会の設立、運営体制について
2	2009.07	モンゴル中央県 テレルジ	「砂漠化防止・黄砂について」
3	2010.05	江原道平昌郡	「廃棄物・海洋ゴミに対する環境施策」
4	2011.09	吉林省長春市	「水質汚濁問題と水系生態系環境の保全」
5	2012.04	鳥取県鳥取市	「砂漠化防止・黄砂問題、生物多様性に関すること」
6	2013.10	沿海地方 ウラジオストック市	「自然に対する配慮した姿勢を作り上げる手段となる環境文化」
7	2014.07	モンゴル中央県 ウランバートル市	「砂漠化対処と緑の地球を守るために共に取り組もう」

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設の処理方式決定を受けた今後の対応について

平成27年12月1日
環境立県推進課

東部広域行政管理組合から、鳥取市河原町内で計画中の可燃物処理施設の処理方式を決定したこと等に伴い、「鳥取県環境影響評価条例」に基づく変更届が11月27日付で提出された。

県では、鳥取県環境影響評価審査会を12月9日（水）に開催し、届出内容について意見を伺うこととしている。

1 提出された変更届の概要

(1)処理方式の決定	・処理方式をストーカ方式に決定（以前の評価書では2方式3種類で検討されていたもの）
(2)土地利用計画の変更	・上記処理方式の決定に伴い、工場棟の容積等を含めた土地利用計画を変更
(3)搬入計画の更新	・予測評価に用いる搬入車両台数を直近年次（H22→H26）の台数に更新
(4)その他	・事業実施区域を取り巻く情勢の変化に伴う見直し （河原インター線全線開通後の交通量変化、隣接する工業団地の分割区画割の見直しによる影響の確認）

2 今後の予定と県の対応

鳥取県環境影響評価審査会を12月9日（水）に開催し、届出の内容が適切かどうか意見を伺うとともに、環境影響評価条例第24条第2項通知（平成25年11月29日付）で付した意見が履行されているか等について確認する予定である。

○参考

平成25年10月30日付発生環第495号で提出された環境影響評価書については、鳥取県環境影響評価条例第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの修正の必要は認められないことを通知済み。

ただし、施設の処理方式の詳細が未決定であったことから処理方式決定後の比較検証結果を報告するよう付帯意見として付したもの。

【条例24条2項通知で付した意見の内容】

- ①環境保全の見地からの住民意見について、十分な説明及び誠意ある対応を行うこと。
評価書に記載された住民等に対する説明や情報公開、及び**処理方式等決定後の比較検証**などを確実に実施し、これらの各種手続について周辺住民に対し周知徹底をはかること。
- ②環境負荷がより一層低減されるような事業計画とすること。
- ③**節目毎に、事業計画の変更の有無及び環境影響評価の変化の見込みを報告**すること。
事業内容の変更により、手続の再実施、変更届出書の提出が必要な場合は確実に実施すること。
- ④比較検証結果に対して、追加の環境保全措置等を求めた場合には、確実に実施すること。
- ⑤評価書に記載した事後調査を確実に実施すること。その結果を踏まえて必要な環境保全措置等を講じるよう求めた場合は、確実に実施すること。

平成27年度 第3回湖山池会議の開催概要について

平成27年12月1日
水・大気環境課

今年度3回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。

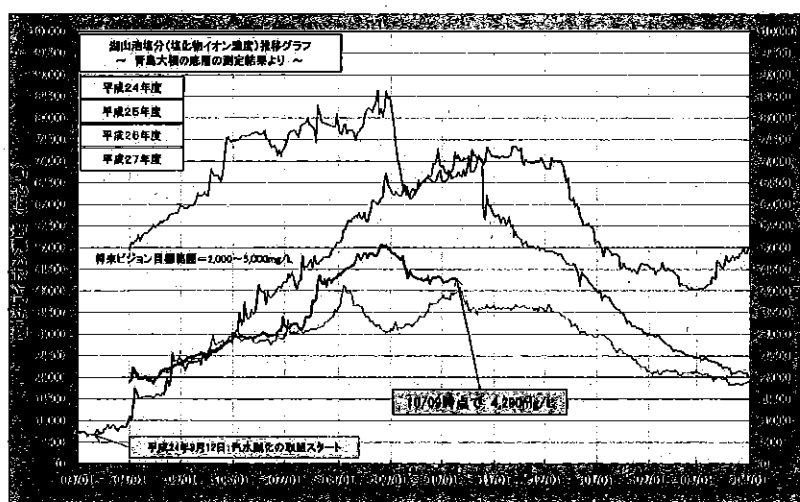
日時：平成27年10月14日（水） 14：30～

場所：鳥取市役所

出席者：県 野川統轄監ほか 関係部長等、市 羽場副市長ほか 関係部長

1 上期の水質状況の報告

塩分濃度 (下グラフ参照)	・10月9日時点で塩分濃度は4,290mg/Lで、将来ビジョンに定める2,000mg/l～5,000mg/Lの範囲で概ね推移した。
水質の動向	・COD、全窒素、全リンとも過去3年間で最も低めの数値で推移した。



(塩分濃度の推移と要因)

- ・7月初旬までは3,000mg/L前後で推移。
- ・7月中旬からは、気象条件（少雨、高潮位による逆流）及びコノシロ斃死への対応による緊急避難的な操作（水門の開度アップ）により上昇。
- ・8月は少雨、高潮位による逆流が多発。溶存酸素の確保に配慮しつつ、きめ細かな水門の絞り操作を可能な限り行い5,000mg/L前後で推移。
- ・8月下旬～9月上旬の降雨により結果的には平年並の降水量となり塩分濃度も下降傾向に転じた。

2 第1回環境モニタリング委員会（10/8）開催結果の報告

- ① 池内の貧酸素時の水門開放は、海水流入による池内への酸素供給も限定的であり、逆に塩分濃度の急上昇やその後の貧酸素化をまねく恐れも想定されるので、今後も調査と監視をしながら水門操作をすべき。
- ② 池内のコノシロの斃死については、宍道湖等でも産卵期に大量斃死した事例があるので、それらを参考に、次年度に向け斃死原因を明確にした上で、塩分管理・水門操作を実施すべき。
- ③ 淡水ピオトープの造成検討結果
 - 設計コンセプトについて
 - ・全ての生物を残すことは困難。生息させる生物目標を明確にし、ある程度しぼり込んだ方が良い。
 - ・淡水確保の方法は、幅広い手法を模索し、検討すべき。
 - 規模等について
 - ・保全すべき生物を明確にしながら、現状地形を利用した案や現状地形に多少手を加えた案など幅広く検討を重ねるべき。

3 今後の対応

次の点を確認した。

- ① 来年度コノシロの斃死の原因調査を実施する。
- ② 淡水ピオトープの整備は、保存すべき生物や規模について環境モニタリング委員会で詳細な検討を進める。

第6回中海会議の開催結果について

平成27年12月1日
広域連携課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する中海会議の第6回開催結果は次のとおりである。

- 1 日時 平成27年11月2日(月)午後2時から3時55分まで
- 2 場所 ホテル白鳥(松江市)
- 3 構成員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市副市長、松江市長、安来市長
〈オブザーバー〉 環境省(中国四国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地指令)

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局:中国地方整備局出雲河川事務所)から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 斐伊川水系河川整備における下流の大橋川改修及び中海湖岸堤整備は、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行するという整備手順について、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。
 - ・短期整備箇所(西工業団地貯木場、旗ヶ崎、米子空港南等)は全箇所着手済みとなっているが、平成28年度中の完成を目指して整備を進める。

(2) 中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」(事務局:島根県環境政策課)から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告を行い、今後も対策を進めることとした。

[主な報告]

- ・COD、全窒素、全りんの中のいずれの項目も、現行調査を開始した昭和59年以降で良好な値となり、特にCODは第6期湖沼水質保全計画の水質目標を達成した。これは、下水道整備等の各種施策の効果と気象状況もプラスに作用したものと推察される。
- ・平成27年度に両県及び国交省で中海環境モニタリング検討ワーキンググループ(WG)を設置し、専門家の意見も聞きながら、水質汚濁機構の解明につながる効果的なモニタリング内容等を検討することとしている。

[主な意見]

- ・WGにおいて、森山堤防の開削に伴う水質への影響について分析をお願いしたい。
 - ⇒現時点では、開削の前後で水質に特段の変化は確認されていない。水質汚濁機構の解明につながるよう、WGにおいて専門家の意見も踏まえながら、より客観的に水質状況を把握できるモニタリング内容等を検討していきたい。(事務局)
- ・窪地の覆砂を含め、効果がある事業を検討し、それを積極的に実施できる体制の整備が必要である。また、国の河川事業に関連して実施するなど、検討が必要である。
 - ⇒効果的な対策を、WGできちんと分析して、河川の事業メニューの中でできるものについては取り入れていきたい。(国交省)
- ・中海の海藻を肥料に使用した海藻米は給食での導入のほか、販路も開拓されはじめており、循環農法はTPP対策の観点からも目を向けていいと思う。
 - ⇒地域から様々なヒントやアイデアを得ながら、ブランド化して付加価値を高めるなど、連携していきたい。(農水省)

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局:米子市農林課)から、排水不良農地(米子市崎津地内)の工事残土を活用して客土を行ったモデル事業の進捗状況等について報告があった。
- 残土受入れが行われていないモデルほ場の残り約2.5haについては、新たにモデルほ場内に工事残土のストックヤードが設置され、今後、米子市が順次搬入された公共残土を利用して整地を進める計画となっていることが報告された。

(4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：鳥取県元気づくり総本部) から、利活用策として検討したアイデア(中海産食材を使ったメニューのPR、中海周遊サイクリングコースの設定、EVカーでのエコツアー推進等)について報告があった。
- 各首長から、様々なワイズユースの報告や、大型水鳥を切り口とした水辺環境保全と経済活性化についての検討協議会を中海・宍道湖・大山圏域市長会が発足させたと報告があった。
- 鳥取県知事から、ラムサール条約登録10周年の年でもあり、中海の様々な取組をつなぎ合わせて、ワイズユースをもっと飛躍的に進め、情報発信やツアー造成も含めて取り組んでいく体制が必要であるとの意見があった。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(平成22年4月22日)した会議。

中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年記念シンポジウムの開催概要について

平成27年12月1日
水・大気環境課

中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年記念シンポジウムを開催したので、その概要を報告する。

- 1 日時/場所 平成27年11月3日(火・祝日) / 米子コンベンションセンター
- 2 テーマ 「次世代へつなぐ豊かな恵み」
- 3 参加者数 約400人(鳥取・島根両県民、国内外のラムサール登録湿地で活動する子ども達など)
- 4 主な内容
 - ・オープニング 境港市美哉(びさい)幼稚園児による合唱
 - ・活動発表 彦名地区チビッ子パトロール隊、中海オープンウォータースポーツ実行委員会ほか1団体
 - ・こどもラムサール交流報告 中海・宍道湖及び韓国、香港、琵琶湖、豊岡の子ども達
 - ・記念トークショー 田中 律子 氏(女優・NPO法人アクアプラネット理事長)
 - ・ディスカッション 鳥取・島根両県知事ほか
 - ・中海・宍道湖ラムサール宣言 地元の子も達による発表

私たちは忘れません。

中海・宍道湖は、たくさんの生き物たちが住んでいる貴重な湖であり、昔の人たちから受け継いだ大切な宝であることを。

そして、私たちが中海・宍道湖で採れる魚や貝を食べたり、ヨットにのったり、泳いだりすることにより、中海・宍道湖はさらに輝き、魅力的なものになっていきます。

私たちは、そのことを胸に、地域の宝として次の世代に引き継げるよう、一人一人ができることに取り組み、みんなで力を合わせて、これからも中海・宍道湖を守っていきます。

- ・テーマソング発表 白築 純(しらつきじゅん 島根県雲南市在住のジャズシンガー)と山陰少年少女合唱団
- ・中海・宍道湖の食材を使った食のブース(海藻米、スジアオノリ、あさり等の食材を使用)

5 開催結果

- 中海・宍道湖住民や行政によるラムサール条約登録後10年間の保全や利活用の取り組みを振り返ることで、次の世代に中海・宍道湖の豊かな恵みを引き継ぐ機運を高めることができた。
- ラムサール条約の趣旨(環境保全、ワイズユース(賢明な利用))とその登録意義を再認識していただくとともに、子ども達をはじめとした鳥取・島根両県民へこれからの中海の保全や利活用についてメッセージを発信することができた。

【来場者アンケート結果】

- ・10代から60代以上まで幅広い年齢層の方が参加された。
- ・全体的に分かりやすい内容との評価を得た。特に記念トークショー、ディスカッションの満足度が高かった。
- ・中海のワイズユースとして、釣り、SUP「スタンドアップパドルボード(浮力の強いサーフボードに立ち、パドルで漕ぐウォータースポーツ)」などの水上スポーツ、水辺でのコンサートが望ましいと考える方が多かった。
(主なコメント)
- ・「環境保全活動に色々な方が取り組んでいることがわかった。一人一人の環境保全の取り組みが未来の豊かな中海へつながる。」、「子ども達に良い環境を残していきたいと思った。」
- ・「私もこどもラムサールに参加してみたい。」
- ・「ワイズユースを取り入れて環境保全を考えていくことが大切と思った。」、「遊びを通じて自然を大事にすることは印象的。」

6 今後の対応

- 地域住民が、中海のワイズユースの必要性を理解し、様々な活動も定着しつつあることから、今後は、中海に親しみ、楽しむ「中海ワイズユース」の一層の推進を図っていく。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る検討状況について

平成27年12月1日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)は、産業廃棄物管理型最終処分場(以下「処分場」)の設置運営主体として、公的セクターとしてより安全性を向上できないかとの観点から別案の検討を10月に着手したので報告する。

1 別案検討にかかるコンサルタントの決定

(1)センターは、別案を検討するに当たり、「技術提案型総合評価入札」方式により、所要の参加資格を有した国内コンサルタントに募集をかけ入札を行い、受注コンサルタントを次のとおり決定した。

- ・業務名 淀江産業廃棄物管理型最終処分場 別案検討委託業務
- ・受注者 株式会社エイト日本技術開発鳥取支店

<別案検討業務の考え方>

○一次報告及び県指示を踏まえ、また現計画で採用されている「三重遮水構造(二重遮水シート+ベントナイト混合土)」、「高度な水処理施設(逆浸透膜処理方式)」、「電気漏えい検知システム」などの主要な部分はず、この構造を前提としながら、より安全な施工、よりの確なモニタリングが行えないか検討し、さらに現計画と比較検討を行うもの。

(参考)

<技術提案型総合評価入札>

- 成果品の品質を高めるため新しい技術や企業の持つノウハウといった価格以外の要素も含めて評価する落札方式
- センターが設定した入札参加資格等
 - ・会社要件：資格技術者数、同種業務(管理型最終処分場)の実績
 - ・配置技術者要件：特定資格(技術士、同種業務実績等)
 - ・技術提案項目：
 - (1)現地特性及び想定事業期間を勘案した処分場の施設・維持管理の方針
 - (2)ゲリラ豪雨に対しての特に留意すべき事項と対処方針

(2)地元関係自治会には、上記(1)の内容について、塩川ダイオキシン類調査(8月分：基準値を超える地点なし)の結果報告とあわせて次の日程等で報告した。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・10月9日 小波浜(18名) | ・10月13日 小波上(4名) |
| ・10月20日 福平(2名) | ・10月24日 西尾原(22名) |
| ・10月25日 上泉(6名) | ・10月29日 下泉(5名) |

※出席者は、各自治会の判断によるもの。

2 検討状況と今後の予定

(1)センターは、上記のとおりコンサルタントに委託して別案の検討を行うとともに、次の内容についてセンター内部で検証作業を行っている。

<現在の主な検証内容>

- ・搬入物・量の調査
- ・廃棄物の搬入検査の手法 など

(2)センターは、今後、上記の検討を進め、結果のとりまとめなど節目節目に、地元関係自治会へ検討状況を報告していく予定である。なお、別案検討の終了は、来年度早期を予定している。

ジオパークのユネスコ正式プログラム化の決定について

平成27年12月1日
 緑豊かな自然課
 観光戦略課

平成27年11月17日に、フランスのユネスコ本部で開催された第38回ユネスコ総会において、これまで、ユネスコの支援事業として行われてきた世界ジオパークネットワークの活動が、ユネスコの正式プログラムに決定されるとともに、既存の世界ジオパークのユネスコ世界ジオパークへの移行が認められた。

山陰海岸ジオパークの活動にとって、大きな弾みとなるものであり、世界のモデルとなるユネスコジオパークをめざし、取組を一層進めたい。

1 ユネスコ正式プログラム化による主な変化

(1) 認知度・発信力の向上

正式プログラムとなり、世界遺産と同じ位置づけとなることから、認知度・発信力の向上が期待される。

(2) 審査の変化

[日本国内の窓口]

- ・国の機関によるユネスコへの推薦が必要となり、我が国においては、日本ユネスコ国内委員会が審査・推薦に関与することになる見込み

[世界審査]

- ・新たに設置されるユネスコの機関が審査を実施
- ・世界認定の最終決定は毎年4月に行われるユネスコ執行委員会で決定されることとなり、申請から決定まで1年半程度かかることとなる。

現行		ユネスコ正式プログラム化後	
10～12月	申請	10～11月	申請
1～4月	書類審査	12～1月	書類審査
5～8月	現地審査	2月	ユネスコ参加国への申請概要の紹介
9月	世界ジオパークネットワーク会議等に併せて開催する同事務局による審査会で認定の可否を決定し、同会議やアジア太平洋ジオパークネットワーク会議等で発表	5～8月	現地審査
		9月	ユネスコ世界ジオパーク評議会の審査による認定地域の勧告
		翌年4月	ユネスコ執行委員会で決定・発表

(APGN 山陰海岸シンポジウムの際のパトリック・マッキーバー・ユネスコ地球科学減災課長の講演による)

2 ユネスコ正式プログラム化の決定を受けての対応

(1) ジオパークのユネスコ正式プログラム化記念式典の開催

ジオパークのユネスコ正式プログラム化の報告を受け、県庁議会棟前において、記念式典を開催した。

日時 11月18日(水) 午前9時～9時15分

内容 知事挨拶、来賓挨拶(西田鳥取大学名誉教授、藤縄副議長)、横断幕掲出等

(2) 県民等への周知

①横断幕等の掲示

掲示場所 鳥取県庁、鳥取市役所、岩美町役場、鳥取砂丘ジオパークセンター、山陰海岸学習館、渚交流館、あおや郷土館

②(株)伊藤園と連携したユネスコ正式プログラム化記念清掃活動

(株)伊藤園が鳥取県で初めて実施する「お〜いお茶『お茶で鳥取を美しく。』キャンペーン」と連携し、ユネスコ正式プログラム化記念の清掃活動を浦富海岸(岩美町)で実施した。

日時 11月21日(土) 午前9時から

参加者 岩美町民、(株)伊藤園社員、鳥取県職員、岩美町職員、山陰海岸ジオパーク関係者等

③砂の美術館来場者40万人記念セレモニーでの広報活動

砂の美術館(鳥取市)の来場者40万人記念セレモニーに併せて、来場者に正式プログラム化の記念品、ピラ等を配布した。

日時 11月21日(土) 11時～11時30分

(3) ユネスコ正式プログラム化記念事業(6,236千円)(11月県議会提案中)

- ・世界の模範となるジオパークを目指し、ユネスコ正式プログラム化の意義や地域連携のあり方をテーマとしたシンポジウムを開催。
- ・カヤック等の自然体験活動の指導者養成などエコツーリズムを担う人材を育成。
- ・次世代型エコツーリズムを推進するため、次年度以降に展開する低炭素型観光交通モデルの実証事業に向けた研究会を支援。

倫理的消費（エシカル消費）普及啓発シンポジウムの開催結果について

平成27年12月1日
消費生活センター

人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考慮した消費行動は、「倫理的消費（エシカル消費）」と呼ばれ、近年、国内でも関心が高まっている。

この消費行動を広く県民に理解していただくシンポジウムを開催したので、その概要を報告する。

- 1 日 時 10月30日（金）午前10時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 鳥取市民会館
- 3 テー マ 21世紀型の新しい消費のあり方を考えるシンポジウム
～とっとり産品の隠れた「ものがたり」に気づく消費～
- 4 参加者数 214名
- 5 概 要 下表のとおり

区分	テーマ	出演者	概要
第1部	エシカルって何？～エシカル消費で消費者市民社会を築こう～	＜講師＞ 末吉 里花 (エシカル協会代表、フリーアナウンサー)	TBS『世界ふしぎ発見！』のミステリーハンターとして訪問した世界各国での体験を交えながら、地球環境や途上国の生産現場の現状と、倫理的消費やフェアトレードの取組により社会を持続可能な方向に変えていけることを説明。 ＜主な発言＞ ・消費者が地球環境や未来に影響を及ぼすことを自覚した消費活動を行うことで、社会を持続可能な方向に動かすことができる。 ・毎日の消費行動に責任を持つことが重要。商品選択は企業への投票。
第2部	地方におけるエシカルの必要性について	＜講師＞ 枝廣 淳子 (東京都市大学教授、幸せ経済社会研究所 所長)	消費者の買い物の方で、環境・社会・地域を良い方向に変えていけることについて説明。 ＜主な発言＞ ・単に利益のためでなく、環境・社会・地域にとって正しいことを消費者も求め、正しい企業を消費者が応援するのがエシカル。 ・エシカル消費に公式はなく、買うという行為で、社会の問題解決をどう応援できるか考えていくことが大事。 ・日本のGDPの半分以上は個人消費であり、私たち一人ひとりの心がけで、大きく経済を動かせる。ものを買う時の基準として、「(エ) 影響を、(シ) しっかり、(カル) 考える」と覚えてはどうか。
懇話会	環境配慮の視点からエシカル消費を考える	＜進行＞ 枝廣 淳子 ＜ゲスト＞ 県内の取組者	環境配慮の面から倫理的な取組を広げる方策について議論。日本では経済性に打ち勝つ意識がないと倫理的消費がしにくい状況があるが、海外の化石燃料等への課税例や地域での地産地消割引等、工夫しつつ取組を広げていくのが良い。
	障がい者等就労の視点からエシカル消費を考える	同上	倫理的消費の社会的役割の一つである障がい者就労について、生産者などの立場から議論。鳥取の良い取組を、県内だけでなく広く発信して広げていくべき。

6 今後の展開

以下について、重点的に取り組む。

- ・普及啓発の継続
- ・環境配慮商品や障がい者産品等の積極的紹介（環境や障がい者の生産・雇用等の課題に対する消費行動を通じたサポートの促進）
- ・子どもを対象とした消費者教育

リノベーションシンポジウムの開催結果について

平成27年12月1日

住まいまちづくり課

空き家対策及びまちなか活性化の手法として、近年注目されているリノベーションをテーマとしたシンポジウム等を民間団体と連携して開催したので、その概要を報告する。

1 リノベーションシンポジウム

主催：鳥取県住まいまちづくり協議会（共催：県、鳥取県建築士会、鳥取県宅地建物取引業協会等）

日程：平成27年11月14日（土）～23日（月・祝）

結果：延べ約260名の来場者（一般市民、業界団体等）があり、古い住宅を購入した方が自らリノベーションするために参加するなど、これまでのリノベーションの取組が一般の方にも普及しつつある成果が見られた。

(1) 事前トークイベント

① 嶋田洋平氏（らいおん建築事務所代表）

テーマ：「商店街で仕事をつくる」

場所：鳥取市瓦町の空き店舗

開催日：平成27年11月14日（土）

参加者：約30名

② 吉里裕也氏（R不動産（株）代表取締役）

テーマ：「拡がるリノベーション」

場所：カフェソースバンケット

開催日：平成27年11月18日（水）

参加者：約30名

(2) セルフリノベーションワークショップ（講師と受講生の共同作業によるリノベーション）

講師：加藤溪一氏（HandiHouse project）

坂田裕貴氏（HandiHouse project）

場所：鳥取市末広温泉町のビル、白兔会館

開催日：平成27年11月21日（土）～23日（月・祝）

受講生：14名（県外：4名参加（東京都、兵庫県、島根県））

参加者：見学等含め延べ約120名

○リノベーションをより身近に感じてもらうため、鳥取市内の雑居ビルの空きフロア（元雀荘：10年間空き家）を素材に、住宅用途へのセルフリノベーション※を行ない、最終日にその成果の発表を行った。

※セルフリノベーション：素人の手で可能な範囲で行う改修工事のこと

(3) メイントークイベント

講師：青木純氏（（株）メゾン青樹代表取締役）

テーマ：「欲しい暮らしは手作りで始まる」

場所：白兔会館

開催日：平成27年11月23日（月・祝）

参加者：81名

○これまでの賃貸住宅の常識を打ち破る手法を用い、空室率約30%のマンションを入居待ちが出るまでに押し上げた青木氏のリノベーションによるまちづくりの考え方等を伺った。



セルフリノベーション状況



青木氏トークイベント状況

2 空き家・空き土地の利活用に関する相談会及びセミナー

主 催：鳥取県宅地建物取引業協会（共催：県、建築士会、司法書士会等、土地家屋調査士会等）

日 程：平成27年11月23日（月・祝）（東・中・西部）

参 加 者：相談会来場者 45名（東部23名、中部6名 西部16名）

セミナー来場者 延べ203名（東部127名、中部76名）

相談内容：

- ・県外居住者による所有する空き家等の管理方法や処分方法に関する相談
- ・郡部に所有する空き家等の活用方法や処分方法に関する相談
- ・家や土地を相続する際の活用方法や税負担の問題に関する相談

3 今後の対応

- ・建築士会や宅地建物取引業協会等が設立を予定している（仮称）鳥取県空き家対策関連団体協議会との連携による空き家等に関する相談体制の充実
- ・空き家等利活用を目的とする物件所有者、事業者、民間まちづくり会社等をマッチングさせるリノベーションコーディネート機能の強化

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

変更契約

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (西部総合事務所)	厚営住宅余子団地建替工事(第2期 建築第一工区)	境港市 誠追町	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 110,160,000円 (変更契約額) 112,070,520円	平成27年3月10日 ~平成27年11月30日 (変更なし)	(当初契約日) 平成27年3月9日 (変更契約日) 平成27年11月24日	平成27年12月1日 住まいまちづくり課
							(第1回変更)

